

# 特記仕様書

本契約については、収穫調査委託仕様書、調査仕様書に定めるほか、以下によることとする。

- 1 標準地設定にあたっては、現地林分を十分踏査し設定すること。
- 2 樹種別区域図（縮尺 5,000 分の 1）を作成し提出すること。作成にあたっては、衛星画像等を参考にしたうえで、現地踏査を行うこと。  
樹種別区域図には、標準地調査箇所を記載すること。
- 3 収穫区域界の測量
  - (1) 小班毎に小班の区域を測量すること。
  - (2) 小班毎に小班内の樹種別区域を測量すること。
  - (3) 樹種別区域の測量は、「スギ」、「ヒノキ」、「スギ・ヒノキ」、「アカマツ・広葉樹」とする。
  - (4) 監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
- 4 収穫区域界(小班)の区域標示
  - (1) 小班毎に小班の区域外縁立木に標示すること。
  - (2) 小班が重なる区域の区域外縁立木標示・区域内縁立木標示については、監督職員の指示によるものとする。
  - (3) 隣接地が民有林の場合は、区域内縁立木に標示とするが、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
  - (4) 区域標示テープ色については、黄色とする。
  - (5) 区域標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
- 5 標準地の区域標示
  - (1) 標準地の区域標示は外縁立木とし、テープ色については青色とするが、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
  - (2) 区域標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
- 6 収穫調査復命書の作成
  - (1) 上記 3 (3) で得られた面積を用いて作成すること。
  - (2) 標準地調査で得られた数値を国有林野情報管理システムへ取り込み、面積拡大で作成すること。

(3) 小班の「スギ」、「ヒノキ」、「スギ・ヒノキ」、「アカマツ・広葉樹」の樹種別毎に作成すること。

(4) 調査仕様書 第1に定める甲の指示する提出物の「材積計算書」の作成及び提出については、監督職員及び受託者が協議して定めるものとする。

7 調査木へのナンバーテープ貼り付けは、ホッチキス針10 mm以上を使用し、2針止めとすること。

8 特記仕様書外の事項について

特記仕様書に定めていない事項については、監督職員及び受託者が協議して定めるものとする。